



学校法人 兵庫朝鮮学園

新寄付行為 全文

(平成 23年 1月)

〒653-0836
神戸市長田区神楽町4丁目2—25
電話 078(754)7391

学校法人兵庫朝鮮学園寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人兵庫朝鮮学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市長田区神楽町4丁目2-25に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校（以下「学校」という）を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 神戸朝鮮高級学校 | 2. 尼崎朝鮮初中級学校 |
| 3. 西播朝鮮初中級学校 | 4. 神戸朝鮮初中級学校 |
| 5. 西神戸朝鮮初級学校 | 6. 伊丹朝鮮初級学校 |
| 7. 明石朝鮮初級学校 | |

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

一 貸家業

第三章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 9人以上12人以内
二 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第七条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の設置する学校のうち、神戸朝鮮高級学校長。
 - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者（4人以上6人以内）
 - 三 学識経験者のうち理事会において選任した者（4人以上5人以内）
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第八条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第九条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が一人を超えて含まれることになつてはならない。

(役員の任期)

第十条 役員（第七条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は2年とする。

- ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員の補充)

第十一条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第十二条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分

の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の業務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由により退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員の報酬)

第十三条 役員はその地位について、報酬を受けることができない。

(理事長の職務)

第十四条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十五条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十六条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十七条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事に報告し、

- 又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第十八条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が召集する。
- 4 理事長は理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を召集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十九条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することが出来る。

(議事録)

第二十条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十一条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は評議員（20人以上25人以内）をもって組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることが出来ない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第二十二条 第二十条の規定は、評議員会の議事録について準用する。
この場合において、同条第二項中「出席した理事全員」とあるのは、
「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十三条 次に各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならぬ。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 事業計画
- 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 収益事業に関する重要事項
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十四条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十五条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者の内から評議員会で選任した者（5人以上7人以内）
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任された者（10人以上12人以内）
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者（5人以上6人以内）

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは

評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十六条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十七条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十八条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第三十条 基本財産は、これを処分してはならない。
ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、
理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部
に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第三十一条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、
又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、
若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十二条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並び
に運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、
入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十三条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」
という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」とい
う）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第三十四条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が
編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得
なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十五条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、
又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した
理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会
計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）について
も、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十六条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事
の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十七条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第十七条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第三十八条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十九条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日 に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第四十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 兵庫県知事の解散命令
-
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあっては兵庫県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあっては兵庫県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十一条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散をした場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第四十二条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て兵庫県知事の認可をうけなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十三条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、兵庫県知事の認可をうけなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、兵庫県知事に届け出なければならない。

第八章 條則

(書類及び帳簿の備付)

第四十四条 この法人は、第三十七条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならぬ。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 四 その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十五条 この法人の公告は、学校法人兵庫朝鮮学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十六条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可の日（平成23年10月26日）から施行する。

上記は原本と相違ありません
平成23年 1月25日

学校法人**兵庫朝鮮学園**
理事長 朴 成 必



様式第1号

補助金交付申請書

平成 23 年 10 月 21 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

所在地 神戸市長田区神楽町4-2-25

法人名 学校法人兵庫朝鮮学園

代表者名
(理事長名) 理事長 朴 成必



平成23年度において、外国人学校振興費補助事業を下記のとおり実施したいので、補助金132,112,000円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別添事業計画書のとおり）

2 事業の着手年月日 平成23年 4月 1日

事業の完了年月日 平成24年 3月31日

3 添付書類
事業計画書（様式第1）

(様式第1)

事業計画書

事業の内容 外国人学校振興費

内容は下記収支予算書のとおり。

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	備 考
県費補助金	132,112,000 円	
設置者負担金	388,407,317 円	
計	520,519,317 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	備 考
専任教職員人件費	408,512,817 円	
消耗品費支出	16,670,000 円	
光熱水費支出	18,650,000 円	
旅費交通費支出	9,220,000 円	
福利厚生費支出	6,995,000 円	
印刷製本費支出	590,000 円	
通信運搬費支出	3,300,000 円	
賃借料支出	8,815,000 円	
修繕費支出	32,210,000 円	
経理指導費支出	2,016,000 円	
設備関係費支出	0 円	
借入金利息支出	13,540,500 円	
計	520,519,317 円	

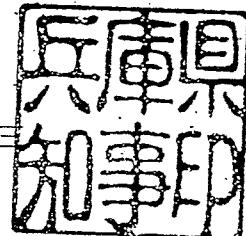
様式第2号

補助金交付決定通知書

教第2217号
平成23年12月1日

学校法人兵庫朝鮮学園理事長 様

兵庫県知事 井戸 敏三



平成23年10月21日付けで申請のあった平成23年度外国人学校振興費補助金については、金132,112,000円を下記の条件を付して交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業は平成23年10月21日付けで申請のあった事業とし、その内容は、平成23年度外国人学校振興費補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業に要する経費	520,519,317円
補助対象経費	520,519,317円
補助金の額	132,112,000円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、平成24年3月31日までに完了しなければならない。

様式第10号

補助事業実績報告書

平成 24 年 4 月 10 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

所 在 地 神戸市長田区神楽町4-2-25

法 人 名 学校法人 兵庫朝鮮学園

代表者名 理事長 朴 成 必
(理事長名)



平成23年12月1日付け教第2217号で交付決定のあった平成23年度外国人学校振興費補助事業を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告します。

- 1 事業の内容及び経費区分（別添補助事業実績報告書内訳のとおり）
- 2 事業の着手年月日 平成23年 4月 1日
- 事業の完了年月日 平成24年 3月 31日
- 3 添付書類
補助事業実績報告書内訳（様式第2）

補助事業実績報告書内訳

事業の内容 外国人学校振興費
内容は下記収支決算（見込）書のとおり。

収支決算（見込）書

1 収入の部

科 目	決算（見込）額	備 考
県費補助金	132,112,000 円	
設置者負担金	325,106,580 円	
計	457,218,580 円	

2 収入の部（内訳）

大 科 目	小 科 目	決算（見込）額	備 考
学生生徒等納付金	授業料	202,503,400 円	
	入学金	10,037,600 円	
	実験実習料	0 円	
	施設設備資金	43,905,600 円	
	その他	27,043,400 円	
	小計	283,490,000 円	
手数料収入	入学検定料	490,000 円	
	その他	円	
	小計	490,000 円	
寄附金収入	特別寄附金	円	
	一般寄附金	97,436,840 円	
	小計	97,436,840 円	
補助金収入	国庫（日本）補助金	円	
	県補助金	132,112,000 円	
	市町補助金	21,221,885 円	
	その他	505,000 円	
	小計	153,838,885 円	
資産運用収入		2,080,668 円	
資産売却収入		1,480,000 円	
事業収入	補助活動収入	1,087,868 円	
	附属事業収入	0 円	
	収益事業収入	18,762,506 円	
	その他	3,852,364 円	
	小計	23,702,738 円	
雑収入		7,755,660 円	
借入金等収入	長期借入金収入	0 円	
	短期借入金収入	39,340,000 円	
	学校債収入	0 円	
前受金収入（学校法人のみ）		13,218,600 円	
その他の支払資金収入（学校法人のみ）		610,128,171 円	
資金収入調整勘定（学校法人のみ）		△ 20,205,500 円	
前年度繰越支払資金（学校法人のみ）		451,814,466 円	
合計		1,664,570,528 円	

(次頁へ続く)

3 支出の部

大科目	小科目	決算(見込)額	内訳	
			対象経費	対象外経費
人件費支出	本務(専任)教員給与	327,503,844円	327,503,844円	0円
	兼務教員給与	7,684,110円	円	7,684,110円
	本務(専任)職員給与	30,739,350円	30,739,350円	0円
	兼務職員給与	30,777,040円	円	30,777,040円
	役員報酬	0円	円	0円
	退職金	0円	円	0円
	所定福利費	34,912,104円	円	34,912,104円
	その他	円	円	0円
	小計	431,616,448円	358,243,194円	73,373,254円
教育管理経費支出	消耗品費	16,447,659円	14,547,659円	1,900,000円
	光熱水費	19,387,843円	19,387,843円	0円
	旅費交通費	8,349,104円	7,629,104円	720,000円
	福利厚生費	6,264,567円	6,264,567円	0円
	印刷製本費	659,990円	329,990円	330,000円
	通信運搬費	2,617,358円	2,617,358円	0円
	賃借料	9,293,594円	6,293,594円	3,000,000円
	修繕費	37,858,220円	29,248,220円	8,610,000円
	経理指導費	2,780,565円	2,780,565円	0円
	その他	15,780,000円	円	15,780,000円
	小計	119,438,900円	89,098,900円	30,340,000円
施設関係支出	土地費	0円	円	0円
	建物費	0円	円	0円
	構築物支出	0円	円	0円
	小計	0円	円	0円
設備関係支出	教育研究用機器備品	322,144円	322,144円	0円
	その他機器備品	690,762円	690,762円	0円
	図書支出	182,330円	182,330円	0円
	車輌支出	688,800円	円	688,800円
	小計	1,884,036円	1,195,236円	688,800円
債務償還費支出	借入金利息支出	8,681,250円	8,681,250円	0円
	学校債利息支出	0円	円	0円
	借入金返済支出	41,733,500円	円	41,733,500円
	学校債返済支出	0円	円	0円
	小計	50,414,750円	8,681,250円	41,733,500円
資産運用支出(学校法人のみ)		0円	円	0円
その他の支払資金支出(学校法人のみ)		600,188,558円	円	600,188,558円
資金支出調整勘定(学校法人のみ)		△12,976,261円	円	△12,976,261円
次年度繰越支払資金(学校法人のみ)		421,504,334円	円	421,504,334円
合計		1,612,070,765円	457,218,580円	1,154,852,185円
収支差額(その他の法人・個人立のみ)		52,499,763円		

様式第4号

平成23年度私立専修学校高等課程等
生徒授業料軽減補助金交付申請書

平成23年(0月)25日

兵庫県知事様

所在地 神戸市長田区神楽町4丁目2番25号

学校法人名 学校法人兵庫朝鮮学園

理事長名 朴成必

(学校名 神戸朝鮮高級学校)



平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

記

補助金交付申請額 金 4,910,000円

添付書類

(1) 補助金交付申請一覧表

(2) 補助対象生徒一覧表

補助金交付申請一覧表

1 総括

内訳 補助金名	補助事業に要する経費		
	補助金申請額	法人負担額	合 計
授業料軽減補助金	4,910,000 円	0 円	4,910,000 円

2 区分

単 価	1年生	2年生	3年生	計
60,000 円	0 人	3 人	1 人	4 人
35,000 円	33	27	35	95
25,000 円	9	10	6	25
15,000 円	8	26	14	48
計	50	66	56	172

3 軽減実施方法

軽 減 方 法	①. 授業料と相殺 (月分)
	2. 学資負担者に還付	
	3. その他 (
)	

※ 該当する項目に○をつける。

様式第5号

補助金交付決定通知書

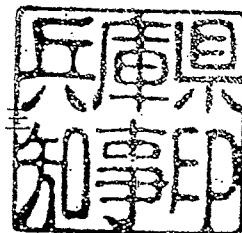
教第2179号
平成23年11月25日

補助事業者名

学校法人兵庫朝鮮学園

平成23年10月25日付で申請のあった平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金については、金4,910,000円を交付することに決定したので通知します。

兵庫県知事 井戸 敏生



1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成23年10月25日付で申請のあった事業とし、その内容は平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	4,910,000円
------------	------------

補助対象経費	4,910,000円
--------	------------

補助金の額	4,910,000円
-------	------------

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は第1項の申請書に記載のとおりとする。

4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

5 この事業は、平成24年3月31日までに完了しなければならない。

様式第8号

平成23年度私立専修学校高等課程等
生徒授業料軽減補助金に係る実績報告書

平成24年4月5日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

所在地 神戸市長田区神楽町4丁目2-25

学校法人名 学校法人 兵庫朝鮮学園

理事長名 朴成必



(学校名 神戸朝鮮高級学校)

)

平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 総括

補助金交付決定額	補助事業実施額 ①	残額(返還額)
4,910,000円	4,910,000円	0円

※ ①は、②と③の合計額である。

2 実施額の内訳

(1) 交付決定どおり軽減を実施した生徒数及び軽減金額

単価	1年生	2年生	3年生	計	軽減金額②
60,000円	0人	3人	1人	4人	240,000円
35,000円	33	27	35	95	3,325,000
25,000円	9	10	6	25	625,000
15,000円	8	26	14	48	720,000
計	50	66	56	172	4,910,000

(2) 交付決定から残額を生じた生徒及び軽減金額

整理番号	学年	生徒氏名	軽減決定額	軽減実施額③	残額	残額を生じた理由	授業料納入月数
1					0円		
2					0円		
3					0円		
4					0円		
5					0円		
6					0円		
7					0円		
8					0円		
9					0円		
10					0円		
11					0円		
12					0円		
13					0円		
14					0円		
15					0円		
16					0円		
17					0円		
18					0円		
19					0円		
20					0円		
21					0円		
22					0円		
23					0円		
24					0円		
25					0円		
26					0円		
27					0円		
28					0円		
29					0円		
30					0円		
31					0円		
32					0円		
33					0円		
34					0円		
35					0円		
36					0円		
37					0円		
38					0円		
39					0円		
40					0円		
41					0円		
42					0円		
43					0円		
44					0円		
45					0円		
46					0円		
47					0円		
48					0円		
49					0円		
50					0円		
		計		0円	0円	0円	

※1 学年別、軽減決定額の順に記入すること。

2 転・退学、休学等の理由で残額を生じた場合には、転・退学、休学となった日付を記入すること。

平成21年4月24日判決書渡し同日原本領收 総判所書記官 木崎 結三子

平成20年(行ウ)第25号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成21年2月13日

判 決

[原 告]

千葉市中央区千葉港1番1号

[被 告]

千葉市
鶴見
通路

同訴訟代理人弁護士

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

[主 文]

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、鶴岡啓一に対し280万4000円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、千葉市（以下「市」という。）の住民である原告が、千葉朝鮮学園振興協議会（以下「協議会」という。）に対する、市長の平成19年度、平成20年度の負担金合計280万4000円の支出（以下「本件各支出」という。）は違法であると主張して、被告に対し、地方自治法（以下「地自法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、本件各支出の支出権者である鶴岡啓一に上記支出相当額の損害賠償請求をすることを求める事案である。

1. 関係法令の定め

(1) 地自法

地自法232条の2は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定している。

(2) 私立学校振興助成法（以下「助成法」という。）

助成法10条本文は、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出することができる旨規定し、助成法16条は、私立学校法64条4項の法人（専修学校または各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）に助成法10条を適用する旨を規定している。

(3) 千葉市私立高等学校等教育設備整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）

交付要綱3条は、市長は、事業を行う学校法人等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する旨を規定している（甲8）。

（4）学校教育法

学校教育法は、各種学校について、学校の設置、廃止及び設置者の変更につき都道府県知事の認可を必要とすること、（134条2項（平成19年法律第96号による改正前については、改正前83条が適用される。以下、同様である。）、4条1項），法令の規定等に違反したときには都道府県知事が閉鎖を命じられること（134条2項、13条）、校長及び教員につき厳格な欠格事由があること（134条2項、9条）校長を定めて都道府県知事に届出なければならないこと（134条2項、10条）等の規定を設けている。

（5）学校教育法施行令

学校教育法施行令27条の3は、私立の各種学校の設置者は、学則を変更しようとするとき、その旨を都道府県知事に届出なければならない旨を定めている。

（6）私立学校法

私立学校法は、準学校法人につき、学校の施設及び設備等に関する別に定められた法律の基準に適合することを要すること（25条）、設立に際して定めた寄附行為、寄附行為の変更及び合併については所轄庁の認可を必要とすること（30条（平成19年法律第96号による改正前については、改正前30条が適用される。）、31条、45条、52条）、役員の定数が法定され、役員の選任及び役員の補充については一定の制限があり、役員の兼職は

禁止されていること(35条, 38条ないし40条), 解散事由について所轄庁の認可又は認定を要する場合があること(50条), 解散した学校法人の残余財産の制限方法についても制限があること(51条), 所轄庁は一定の事由がある場合, 学校法人に対し収益事業の停止を命じうること(61条), 所轄庁は, 学校法人に法令違反等があった場合解散を命じうること(62条)等の規定を設けている。

(7) 私立学校関係法施行細則

私立学校関係法施行細則4条1項2号は, 学校を設置しようとするとき, 細則を都道府県知事に提出しなければならない旨を定めている(乙24)。

(8) 児童の権利に関する条約(平成6年5月16日条約第2号)

我が国が締約国である児童の権利に関する条約(以下「児童の権利条約」という。)によれば, 締約国は, 人種, 言語, 出身等にかかわらず, いかなる差別もなしに児童(18歳未満のすべての者, 1条)の権利を確保することとし, 初等教育を義務的なものとし, 中等教育についても財政的援助の提供等の措置をとることとしている(28条1項, 以上につき乙21)。

2. 前提事実(証拠等の記載のない事実は, 当事者間に争いがないか, 明らかに争わない事実である。)

(1) 原告は, 市の住民であり, 被告は, 本件各支出時の市長である。

(2) 協議会は, 昭和58年に, 準学校法人千葉朝鮮学園(以下「千葉朝鮮学園」とする。)に対して助成を行うこと等を事業目的とし, 千葉市, 船橋市, 市川市, 松戸市, 市原市, 木更津市, 習志野市, 柏市, 八千代市及び茂原市を会員として, 設立され, その後, 浦安市, 成田市, 燕ヶ谷市, 四街道市, 裕

ヶ浦市、八街市、我孫子市、流山市、佐倉市及び大綱白里町が協議会に加入した。(以下協議会の会員となっている市町を「会員市町」という。) (乙1, 弁論の全趣旨)。協議会は、会員市町から支出された負担金(以下「協議会負担金」という。)を原資として、千葉朝鮮学園に助成事業を行っている。(弁論の全趣旨)。

(3) 千葉朝鮮学園は、昭和42年8月23日、千葉県知事より、準学校法人として、認可を受けた。(乙4, 弁論の全趣旨)。

千葉朝鮮初中級学校(以下「千葉朝鮮学校」という。)は、千葉朝鮮学園が千葉市内に設置する学校教育法13.4条に規定する各種学校であるが、千葉県内の唯一の朝鮮学校であり、千葉県内の複数の市町から義務教育段階である朝鮮民族の児童生徒が通学している。(弁論の全趣旨)。

(4) 例年、協議会における各会員市町の協議会負担金の額については、協議会の代表者会議により決定され、決定された各会員市町の協議会負担金の額は、各会員市町の長に通知される(乙12, 弁論の全趣旨)。

市は、その通知を受けた後、協議会からの正式な負担金請求を受けて、千葉市予算会計規則等が定める手続きに従い、専決により、協議会に対し、平成19年11月29日に144万2000円を支出し(以下「平成19年支出」という。), 平成20年11月13日に136万2000円を支出した(以下「平成20年支出」という。)。

協議会は、その後、千葉朝鮮学園に、補助金を交付した(乙19, 弁論の全趣旨)。協議会が各市町村に請求した協議会負担金の合計額と協議会が千葉朝鮮学園に支払った補助金の額は同額である(乙14の1, 乙17, 乙1

9. 弁論の全趣旨)

(5) 原告は、平成20年5月2日付で、市監査委員に対し、市長が違法な平成19年支出を行い、市に損害をもたらしたと主張して、鶴岡啓一に損害賠償することを求めること及び平成20年度の協議会への協議会負担金の支出をやめることを求める監査請求をした。

市監査委員は、平成20年7月1日付で、原告に対し、平成19年支出が、違法又は不当な公金の支出であるとは認められず、平成20年度に支出する予定の協議会負担金も、違法又は不当な公金の支出であるとは認められないとの理由で、原告の同請求を棄却した。

(6) 原告は、平成20年7月4日、鶴岡啓一に平成19年支出について損害賠償請求をすること（地自法242条の2第1項4号本文の住民訴訟）及び平成20年度の負担金の支出の差止めを求める本件訴え（地自法242条の2第1項1号の住民訴訟）を提起した。その後、平成20年支出が行われたことから、原告は、平成20年度の協議会負担金の支出の差止めを求める訴えを、鶴岡啓一に平成20年支出に係る損害賠償請求をするよう求める訴えに交換的に変更した。

3 爭点

本件各支出は、違法か。

4 爭点に対する当事者の主張

(原告の主張)

(1) 協議会には、独立の事務所、看板及び机等が一切なく、協議会運営等の会費も徴収していないし、入会手続きや脱会手続等の規則もない。このことが

らすると、協議会は、千葉朝鮮学園への負担金の集金だけが目的の任意団体であり、実体があるとは認められない。実体がない協議会に対して行われた本件各支出は違法である。

(2) 助成法及び交付要綱によれば、私立学校に対する助成は、学校法人に対し行うべきであるから、協議会に補助金を交付することはできない。私立学校に対する助成の方法として、学校法人以外に補助金を交付することが禁止されていながら、学校法人以外に補助金を交付するためには、市は、要綱の作成等の法整備をする必要がある。にもかかわらず、市は法整備を怠ったまま本件各支出に及んだ。

(3) 千葉朝鮮学校において行われている教育は、教育基本法に則した教育とはいえない、教育内容も偏っており、しかも、教員資格を持たない教員が教えている等、公教育に類するとはいえないから、千葉朝鮮学校及び千葉朝鮮学園は、公の支配に服しているとはいえない。したがって、千葉朝鮮学園に対する助成を行う公益性はない。また、同学園のために協議会負担金を支払うことは憲法89条にも抵触する。

(被告の主張)

(1) 協議会は、「千葉朝鮮学園振興協議会会則」(以下「協議会会則」とする。)を有しており、船橋市長が会長に就任し、同市教育委員会学務課職員が兼務で事務局事務を担当している。加えて、協議会は、毎年度、会員市町が参画して予算等を決定して事業を行っているのであって、実体がないとの原告の主張には理由がない。

(2) 助成法は、国又は地方公共団体が学校法人に対して補助金等を支出できる

と定めているだけであり、教育に関する助成のための公金支出を学校法人に対する直接の補助金の支出に限り、それ以外を禁止しているわけではない。

また、交付要綱は、法令ではなく、市が学校法人に対して直接、補助金を交付する場合の基準等を定めているものにすぎず、その趣旨も、教育に関する助成のための公金支出を学校法人に対する直接の補助金の支出に限る趣旨ではない。

したがって、要綱の制定は、補助金交付の法的要件ではなく、地方公共団体は地自法232条の2の要件を満たせば、補助金を交付することができる。

(3) ア 千葉朝鮮学校は、千葉市内に設置されているものの、千葉県内の複数の市町から義務教育段階にある生徒が通学している。したがって、関係市町が個別に千葉朝鮮学園に補助することが考えられるが、負担の効率性及び適正性等の観点から、協議会方式を採用したのであり、合理性がある。これに加え、以下の事実によると、協議会に補助することには、公益上の必要性があると認められ、協議会負担金を支払うことは、地自法232条の2に反しない。

① 千葉朝鮮学校は千葉市内に居住する児童生徒に対して、小学校、中学校に相当する教育を実施している。

② 千葉朝鮮学校は、児童生徒が減少し、それに伴い授業料収入も減少している。加えて、千葉朝鮮学校は、収入全体に占める授業料収入の割合が低く、前年度からの繰越金も少額である。よって、千葉朝鮮学校の財務基盤は脆弱である。

③ 児童の権利条約においては、人種、言語、国民的出身等にかかわらず、

いかなる差別もなしに児童の権利を確保することとし、初等教育を義務的なものとし、中等教育についても財政的援助の提供等の措置をとることとしている。

④ 千葉朝鮮学園は協議会からの補助金により、我が國の小中学校との各種交流事業に充てており、相互の親善が図られている。

イ 千葉朝鮮学校は、教育関係法規の規定により法的規制を受けて、小学校、中学校の義務教育段階に相当する教育を行っている。また、各種学校である千葉朝鮮学校の教員は、「教育職員」には当たらないから、教員免許を必要としない。

したがって、千葉朝鮮学校及びその設置主体である千葉朝鮮学園は憲法89条後段に規定する「公の支配」に属している。

第3 当裁判所の判断

I 争点に対する判断

(1) まず、原告は、本件違法事由の一つとして、協議会に実体がない旨主張する（この主張事由を、以下「本件①の違法事由」という。）ので、協議会の活動について検討する。

ア 紛糾（認定事実ごとに末尾に掲記する）及び弁論の全趣旨によれば、協議会の活動内容として、次の各事実が認められる。

① 協議会の会長は、協議会会則6条により、会員の互選により選出することになっているところ、歴代、船橋市長が就任している（乙1、弁論の全趣旨）。

② 協議会の事務は船橋市教育委員会学務課職員が兼務で担当しており、

独立した事務所、看板及び机はない（弁論の全趣旨）。

③ 協議会において、協議会の入会、脱退手続きは、定められていない（乙
1、弁論の全趣旨）。

④ 毎年度、協議会は会員市町の参加のもと、代表者会議を行い、協議会
負担金の額等を決定している（乙6の1の1～乙6の2の4、乙7の1
の1～乙7の3、乙8の1の1～乙8の3、乙9の1の1～乙9の3、
乙10の1の1～乙10の3、弁論の全趣旨）。

イ 前記アの認定事実及び前記第2の2の(4)の前提事実を踏まえて、本件1
の違法事由の有無について、次に検討する。

確かに、アの②の認定事実によれば、協議会は独立の事務所等を設けて
おらず、一見して明らかに協議会が存在し、活動していると外部から容易
に認識できる状態にはないことがうかがえる。しかしながら、協議会は、
協議会会則に基づき、協議会負担金額の決定、千葉朝鮮学園への補助等の
ための諸活動を行っているのであり、独立の事務所等がなく、入会、脱退
手続きが定められていないことから、直ちに、協議会に実体がないと推認
することはできない。また、他に、協議会に実体がないとの事実を認める
に足りる証拠はない。

したがって、本件1の違法事由が存在するとはいえず、この点に関する
原告の前記主張は採用できない。

(2) 次に、原告は、法的な根拠なく、協議会に対し、本件各支出をすることは
違法である旨主張する（この主張事由を、以下「本件2の違法事由」という。）。

ア そこで、まず、助成法10条及び交付要綱3条が、学校法人以外に対する

る補助金等の公金の支出を、禁止するものであるかを検討する。

助成法10条は、国又は地方公共団体が私立学校法による学校法人という形態をとる場合の教育事業に対し、その公教育たる性格に着目しつつ私立学校の自主性を尊重しつつ、一定の基準に基づき助成することを定めているにすぎず、教育事業に対する助成がそれ以外の方法によることを一切許していないと解することはできない。

また、交付要綱3条は、そもそも法令そのものではなく、市長が各種学校に補助金を支出する場合の基準等を定めた要綱にすぎない上に、学校法人以外に対する教育に関する補助金等の公金支出を禁止するものではないと解するのが相当である。

したがって、学校法人以外に対する補助金等の公金の支出が禁止されないと解することはできない。

イ 次に、原告は、仮に学校法人以外に対する補助金等の支出が禁止されているとはいえないとしても、要綱の作成等の法整備をしなければ、学校法人以外に補助することはできない旨主張するので、この点について検討する。

地自法232条の2は、地方公共団体は、公益上の必要性が有る場合に寄附又は補助をすることができると規定しているのみで、補助金の交付の要件として、要綱の作成等の法整備が必要であるとは規定していない。そして、他に、補助金の交付に要綱の作成等の法整備が必要とする法的根拠を見いだすことはできない。

そうすると、市は、地自法232条の2の要件を満たせば、補助金を交

付することができるのであり、本件の違法事由が存在するとはいえず、要綱の作成等の法整備をしなければ、学校法人以外に補助することができないとする原告の主張は、独自の主張であって採用することはできない。

(3) さらに、原告は、千葉朝鮮学校において行われている教育は、公教育に類するとはいえないことからすると、千葉朝鮮学校及び千葉朝鮮学園に対し助成を行う公益上の必要性はなく、千葉朝鮮学校及び千葉朝鮮学園は公の支配に服しておらず、同学園を助成するために協議会負担金を支払うことは憲法8・9条及び地自法232条の2に抵触すると主張する（この主張を以下「本件3の違法事由」という。）。

ア 公益上の必要性の存否について

この点については、地方公共団体の議会あるいは執行機関において、社会的、地域的情勢を総合的かつ合理的に勘案して判断すべきであって、その裁量の範囲は相当広範なものというべきであり、逸脱・濫用の場合に、違法の問題が生じるに至るものと解される。

そこで、このような観点に立って、本件につき検討するに、まず、協議会方式による補助金の交付の合理性が問題となる。

前記第2の2の前提事実(3)によると、千葉朝鮮学校は、千葉県唯一の朝鮮学校であり、千葉県の複数の市町から、千葉朝鮮学校に通学していることが、証拠（乙2）によると、協議会負担金の額は、各市町の負担能力（人口規模）及び応益性（在籍児童生徒数）に応じて決められることがそれぞれ認められる。

これらの事実に拠れば、千葉県の複数の市町から、児童が通学しており、

児童が居住する市町が直接千葉朝鮮学園に対し補助金を交付する方式を採用すれば、補助対象経費が重複したり、過剰な補助となる可能性が高く、また適正・公平な負担金額が確保されにくくなることからそれを防ぐために、協議会を設置し、関係各市町の補助金について調整をする必要性があり、それにより、有効的に経費の効率性と適正性を確保することができるものといえる。よって、協議会方式を採用することには、一定の合理性があると解される。

次に、千葉朝鮮学校では、公教育が行われているかどうかが問題となる。何故ならば、前記第2の2の(2)及び(4)の前提事実によると、本件各支出に公益上の必要性があるかについての検討においては、千葉朝鮮学校で、公教育が行われているかどうかの検討が必要になるからである。

そこで、この点について検討するに、証拠(乙3)によると、千葉朝鮮学校の学則では、「学校教育法に基づき本校に入学する、在日朝鮮人子女に対し初等、中等の普通教育を施し」と規定されていることが認められ、このことと前記第2の2の(3)の前提事実及び千葉県知事が千葉朝鮮学園の解散を命じたことがなく、また、千葉県知事が千葉朝鮮学校の閉鎖を命じたこともない事実(弁論の全趣旨)に加えて、前記第2の1の関係法令(4)ないし(7)の規定に照らせば、千葉県知事が各種学校の認可を受けた千葉朝鮮学校では、学則に従い、初等、中等の教育が行われていると推認され、それに反した教育が行われていると認めるに足りる的確な証拠はない(甲14、15、23は千葉朝鮮学校の教育状況を記述したものと認めるには足りず、これをもって同校において初等、中等の公教育が実施されていな

い裏付け証拠となるものではない)。

そうすると、千葉朝鮮学校において、初等、中等の教育を行うと定められているところ、それに反した教育が行われていると認めることはできない。

加えて、原告は、千葉朝鮮学校においては、教員の資格を有しない教員が教育をしているから、同校においては公教育が実践されていないと主張する。しかしながら、教育職員免許法3条は、教育職員が免許状が必要と規定しているところ、「教育職員」とは、学校教育法1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員を指すから、各種学校である千葉朝鮮学校の教員は「教育職員」には当たらないと解される。そうすると、千葉朝鮮学校の教員が、教育職員免許法の規定による免許状を保有する必要があるとは解されないから、原告の前記主張は理由がない。

以上によれば、千葉朝鮮学校においては、初等、中等の公教育が行われていると推認するのが相当である。

しかしに、証拠(乙20の2の2)によると、平成19年度の千葉朝鮮学校の収入5454万0814円のうち、学生生徒等納付金収入が1349万2900円、寄附金収入が1992万7389円、補助金収入が1004万円、前年度繰越支払資金は18万6843円であったことが認められ、これによれば、千葉朝鮮学校の財政基盤は脆弱であり、寄附金、補助金等により支えられる必要性が高いから、経済的に補助の必要性がある。

そして、このように財政的基盤の弱い千葉朝鮮学校に対し経済的に補助

をすることは、児童の権利条約に適合するものである。

もっとも、原告は、外国人の児童も日本の公立学校に入学できること、他にも経済的に脆弱している学校があると反論する。

確かに、外国人の児童も日本の公立学校において、初等、中等の教育を受けることはできるが、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重の念を育成することのために、外国人の児童が自国の教育を受けができる環境を整えることには、相応の理由があるといえる。

加えて、証拠(乙20の2の1)によると、千葉朝鮮学校の生徒が、日本人学生や千葉県県民とのスポーツ交流、文化活動により交流していることが認められるところ、このことは、千葉朝鮮学園に対する補助金の一部が自己の文化と異なる文化に対する尊重の念を育成することに貢献しているものといえる。

以上によれば、千葉市長が本件各支出に公益上の必要性があると判断したことについて、裁量の逸脱、濫用があつたと評価することはできない。

イ　原告は、次に、千葉朝鮮学園及び千葉朝鮮学校は、公の支配に服しておらず、本件各支出は、憲法89条に反すると主張する。

しかしながら、前記第2の1の関係法令の定めによれば、千葉朝鮮学校は、各種学校であるところ、学校教育法の適用を受け、同法は、学校の設置、廃止、校長及び教員の欠格事由につき規定を設けるとともに、法令の規定等に違反した場合の閉鎖を命令することができると定めている。

また、千葉朝鮮学園は、前記認定事実のとおり、準学校法人であるとこ

る、私立学校法の適用を受け、同法は、学校の施設及び設備、役員の選任、解散について規定を設けるとともに、法令違反があった場合解散を命じうることを定めている。

そうすると、これらの規定により、千葉朝鮮学校、千葉朝鮮学園が、公の利益に沿わない場合に、これを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうるということができるから、憲法8・9条後段が規定する公の支配が及んでいると解される。

これに対し、原告は、千葉朝鮮学校では、公教育が行われていないにもかかわらず、是正がされていないことから、公の支配が及んでいないと主張しているものと解されるが、前記認定のとおり、千葉朝鮮学校において初等、中等の教育が行われていることは、前示のとおりである。

そうすると、千葉朝鮮学園及び千葉朝鮮学校には公の支配が及んでいると認められ、協議会に協議会負担金を支出することが、違憲であるということはできない。

以上によれば、本件3の違法事由の存在は認めることはできず、この点に関する原告の主張も採用することはできない。したがって、原告の主張する違法事由はいずれも存在しないから、本件各支出が違法であるということはできない。

第4 結論

よって、原告の本訴請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 堀 内 明

裁判官 三田村つかさ

裁判官上田哲は、転補のため、署名押印できない。

裁判長裁判官 堀 内 明

平成23年10月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年~~10~~第3号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年7月19日

判

決

原

告

千葉市中央区市場町1番1号

被

告

千葉県知事
鈴木栄治

被告訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

主

文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、学校法人千葉朝鮮学園に対し、1124万円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告は学校法人千葉朝鮮学園（以下「本件法人」という。）に対して千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて平成21年度及び平成22年度に補助金合計1124万円を

支出しているところ、その支出は憲法 89 条後段等に反し違憲・違法であるから、千葉県は本件法人に不当利得返還請求権を取得したと主張して、被告に対し、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、本件法人に対して 1124 万円の支払を請求するよう求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、千葉県の住民である。

イ 被告は、千葉県知事の地位にある者である。

ウ 本件法人は、昭和 42 年 8 月 23 日に千葉県知事から認可を受けた法人であり、昭和 40 年 12 月 15 日に千葉県知事から認可を受けた各種学校である千葉朝鮮初中級学校（以下「本件学校」という。）を運営している（乙 3 の 1, 4 の 1）。

(2) 本件支出に至る経緯

ア 関係法令の定め

地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、学校法人に対し、必要な助成をすることができ（私立学校法 64 条 5 項、59 条），千葉県においては、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び各種学校等の振興を図り、私立学校の健全な経営と私立学校に在学する児童等に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、学校法人が教育を行うために要する経常的経費について補助金を交付するとして、交付要綱が定められている（乙 1）。

交付要綱及び千葉県補助金等交付規則（乙 13・以下「交付規則」という。）には、以下の規定がある。

(ア) 交付要綱 3 条 3 号、6 号

第三条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が、次の各

号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

三 破産宣告を受け、負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引き停止処分を受ける等財務状態が極度に窮迫していると認められるとき。

六 その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき。

(イ) 交付規則5条、10条、21条1項

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告しその指示を受けること。

五 補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。

六 その他知事が必要と認める条件

2 前項の規定により附される条件には当該補助事業等の完了後に
おいても従うべき事項を含むものとする。

第十条 補助事業者等は、知事の定めるところにより補助事業等の遂
行の状況に關し、知事に報告しなければならない。

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の
増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金
等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、
又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条
第五号の規定による条件に基き、補助金等の全部に相当する金
額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財
産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、
この限りでない。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの從物
- 四 機械及び重要な器具で知事が定めるもの
- 五 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要
があると認めて定めたもの

イ 本件法人は、平成21年9月17日、株式会社整理回収機構の申立てに
より、本件学校の校舎及び校地について仮差押えを受けた（以下「本件仮
差押え」という。）。

ウ 被告は、次のとおり、本件法人に対し、交付要綱に基づき補助金合計1
124万円を支払った（以下「本件支出」という。）。

(ア) 平成21年度

平成21年11月12日に本件法人から私立学校経常費補助金交付申
請がなされ、被告は同年11月17日に交付決定及び支出命令をし、同

日に本件法人からされた私立学校経常費補助金概算払請求に基づき、同年12月1日に562万円を支出した（概算払）。そして、平成22年4月8日に本件法人から実績報告がなされ、被告は同年4月21日に交付額を上記金額に確定した（乙5の1、6、7、8の1・2、9）。

(イ) 平成22年度

平成22年12月16日に本件法人から私立学校経常費補助金交付申請がなされ、被告は同日に交付決定及び支出命令をし、同日に本件法人からされた概算払請求に基づき、同月20日に562万円の支出した（概算払）。そして、平成23年4月8日に実績報告がなされ、被告は同月13日に交付額を上記金額に確定した（乙10の1、11、12、18の1・2、19）。

(3) 住民監査請求及び訴えの提起

ア 原告は、平成22年11月30日、千葉県監査委員に対し、本件法人に平成21年度の本件支出の返還を求める事、平成22年度の交付をやめることを求める住民監査請求をしたが、同請求は、平成23年1月21日、棄却された（甲18）。

イ 原告は、平成23年2月15日、本件訴えを提起した。

3 爭点及び当事者の主張

被告の本件法人に対する本件支出は違憲・違法か

(1) 憲法89条後段違反（争点1）

（原告の主張）

私立学校法に基づき認可されたことをもって「公の支配」に属すると安易に判断するのは法の拡大解釈である。また、昭和40年12月28日文管振第210号事務次官通達からするといわゆる朝鮮学校を各種学校として認可すること自体疑義がある。そして、本件法人は、使用している教科書を公開していないため、その教育内容が公金の支出にふさわしいか否かを検証する

ことが困難であり、これらの事情を総合的に勘案すると、本件法人及び本件学校は「公の支配」に属しているとはいえない。

(被告の主張)

本件法人及び本件学校は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等、教育関係法規による法律上の規制を受けており、補助金の使途やその事業等が公の利益に沿わない場合には、これを是正しうる途が確保され、公の濫費を避けることができる所以であるから、本件法人及び本件学校に対しては「公の支配」が及んでいる。

(2) 地方自治法 232条の2違反（争点2）

(原告の主張)

朝鮮学校の教員は大多数が正規の教員免許を所持していないこと、その教育内容は教育基本法に沿っておらず、日本当局が北朝鮮を弾圧し、日米韓が結託して共和国を瓦解させようとしたとの史觀に基づく反日教育が行われていることからすると、朝鮮学校で行われている教育内容に公益性はなく、公教育に類する教育とは言えないから、地方自治法232条の2に違反する。

(被告の主張)

本件学校では初等・中等の公教育が行われており、同校の振興を図り、児童・生徒にかかる修学上の経済的負担を軽減するために本件補助金を交付することは、地方自治法232の2の「公益上必要がある場合」に当たる。

(3) 交付規則、交付要綱違反（争点3）

(原告の主張)

①本件学校を含む全国の朝鮮学校は校地及び校舎の仮差押えを受けており、本件法人がその総資産額を上回る負債総額を負っていることは明白であるから、被告は、交付決定に当たって健全な経営を行うための条件（交付規則5条）を附すべきであったのにこれを怠った。②上記事実は交付要綱3条3号、同6号に該当するにもかかわらず、本件支出をしたことは、同条に違反する。

③本件法人が本件仮差押えを受けたのは財産の処分の制限を定めた交付規則21条1項に違反する。④本件仮差押えについて本件学校から被告に報告がないとすれば、交付規則10条にも違反する。

(被告の主張)

①仮差押えは債権保全手続にすぎず、直ちに本件学校の使用ができなくなるなどして教育活動をすることを困難にさせるものではない上、交付規則5条は、補助事業等に要する経費の使用方法について条件を附すことができるなどを定めるにとどまっており、同条に基づいて経営全般についての条件を附することはできない。また、②上記①のような場合には交付要綱3条3号、6号には該当しないというべきである。さらに、要綱3条各号の事由があっても補助金を交付できないものではなく、また、仮に要綱違反があったとしても、法令違反ではないから、本件支出は無効とならない。③交付規則21条1項は、補助事業者等が補助金の交付の目的に反して使用等した場合の規定であり、第三者からの仮差押えはこれに該当しない。④交付規則10条は、本件仮差押えのような補助事業等自体に係る事項でないものについての報告の規定ではない。

第3 当裁判所の判断

1 憲法89条後段違反（争点1）について

(1) 原告は、本件法人及び本件学校は「公の支配」に属していないと主張する。そこで検討するに、教育の事業に対して公の財産を出し、又は利用させるためには、その教育事業が「公の支配」に服していることを要するとする趣旨は、教育の名の下に公の利益に合致しない教育活動やその他の用途に公の財産が支出・利用され、これが濫費される可能性があるから、そのような場合に公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことによってこれを是正する手段を確保しておくことにより、公の財産が濫費されることを防止しようとするものと解される。

本件法人は、私立学校法64条4項の学校法人として認可を受けており、その資産、組織、管理に関して法的に規制されている上（私立学校法64条5項、25条、35条ないし48条），寄付行為で定められた事業以外の事業を行ったり、法令に違反したりした場合には、所轄庁は、本件法人に対し、収益事業の停止や解散を命ずることができるとされている（私立学校法64条5項、61条、62条）。また、私立学校振興助成法により、被告は、補助金の交付の助成を受けた法人に対して、業務や会計の状況を報告させ、帳簿、書類その他の物件を検査させること、予算の変更や役員の解職をすべき旨勧告することができるとされている（私立学校振興助成法16条、12条、2条4項、私立学校法4条4号）。

また、本件学校に対しては、設置や廃止に被告の認可が必要であり（学校教育法134条2項、4条1項），被告が教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる上（私立学校法64条1項、6条），文部科学大臣の定める授業時数、生徒数、教員数、設備その他に関する基準に従わなければならず（学校教育法134条3項、各種学校規程），校長、教員の設置や欠格事由が定められている（学校教育法134条2項、7条、9条）。

以上の事実によれば、本件法人及び本件学校の補助金の使途やその事業が公の利益に沿わない場合には、その運営及び存立に影響を及ぼしてこれを是正する手段が確保されており、公の財産の濫費を防止しうるから、本件法人及び本件学校に対しては「公の支配」が及んでいるというべきである。

- (2) これに対し、原告は、本件法人及び本件学校に対する認可をもって「公の支配」に属しているということはできないし、「朝鮮学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないで、これを各種学校として認可すべきでない」とした昭和40年12月28日文管振第210号事務次官通達との関係で認可自体にも疑義があると

主張するが、上記のとおり、本件法人及び本件学校に対して「公の支配」が及んでいると解されるのは公権力による是正手段が確保されているからであって、認可されたこと自体を理由とするものではないから、原告の主張はその前提を誤っており、採用できない。

また、原告は、朝鮮学校は使用している教科書を公開しないため、その教育内容が公金の支出にふさわしいか否かを検証することが困難であると主張する。しかし、公の支配に属するとは、上記のとおり公の利益に合致しない教育活動に対する公権力による是正手段が確保されていることであって、使用している教科書の内容が公開されていないとの一事をもって上記是正手段が確保されていないというものではなく、前記判断を左右するものではない。

2 地方自治法232条の2違反（争点2）について

(1) 原告は、朝鮮学校で行われている教育内容に公益性がないから、本件支出は「公共上の必要性」を欠き地方自治法232条の2に違反すると主張している。

(2) そこで検討すると、公益上の必要性の存否については、地方公共団体の長が社会的・地域的諸事情を総合的かつ合理的に勘案して政策的に判断するものであり、その判断には一定の裁量権が認められるというべきであって、その裁量を逸脱・濫用した場合に違法となるものと解するべきである。

これを本件についてみると、証拠によれば、本件法人の寄付行為には教育基本法及び学校教育法に従って教育を行うことが定められていること（乙4の2）、本件学校の学則には、学校教育法にもとづいて、初等、中等の普通教育を施すことを目的とし、小学校相当の学齢の者が在籍する初級部及び中学校相当の学齢の者が在籍する中級部からなり、その教育課程には国語、日本語、算数又は数学、理科、社会、英語などの科目が定められていること（乙3の2〔1条、7条・別紙、12条〕）が認められる。以上の事実に照らせば、本件学校は千葉県の住民である在日朝鮮人子女に対し、基本的には

他の私立学校と同種の初等・中等教育を行うことを目的とした施設であると認めることができる。

この点、原告は、本件学校においては、①その教員は正規の教員免許を取得していない上、②反日教育が行われていると主張する。しかし、①教育職員免許法3条で免許状が必要とされる「教育職員」に各種学校である本件学校の教員は含まれないから（同法2条1項）、本件学校の教員が同法規定の教員免許を有する必要はない。また、②証拠（甲8ないし10）によれば、朝鮮高級学校で現代朝鮮史の内容が北朝鮮本国との一体化や朝鮮総連への帰属を訴えるものである旨等の報道がなされた事実は認められるものの、かかる事実をもって、本件学校において上記初等・中等教育を実施していないとはいえないし、そのような教育が実施されていることを踏まえても公教育の趣旨に合致しないといえるほどの反日教育が行われているとまで認めることはできない。

そうすると、初等・中等教育が行われている本件学校に対して助成金を交付し、本件学校の健全な経営と在学する児童生徒の修学上の経済的負担を軽減すること（乙5の2参照）に「公益上の必要性」があると判断した被告の判断に裁量逸脱・濫用は認められない。原告の主張に理由はない。

3 交付規則ないし交付要綱違反（争点3）について

（1）交付規則5条、交付要綱3条3号、6号違反について

ア 原告は、本件学校を含む全国の朝鮮学校は校地及び校舎の仮差押さえを受けており、本件法人がその総資産額を上回る負債総額を負っていることは明白であるから、被告は交付規則5条により交付決定に当たって健全な経営を行うための条件を附すべきであったのにこれを怠ったと主張している。

そこで、検討するに、交付規則5条は前記のとおり定めているところ、その文言に加え、交付規則が補助金等にかかる予算の執行の適正化を図る

ことを目的としていること（1条），同条件に従わない場合には、それに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命じ、これに違反したときは、補助事業等の一時停止を命じることがある（11条）というにとどまるところを考慮すると、同条件は当該補助事業等に直接関わるものに限られる趣旨であると解される。そして、本件仮差押えが本件学校事業の運営に関する債務といった補助事業に関わるものと認めるに足りる証拠はないから、本件仮差押えがされたことが判明していたとしても、上記条件を適切に附することはできなかつたものと解される。

したがって、被告が条件を附さずに本件支出をしたことが交付規則5条に違反するとはいはず、この点の原告の主張を採用することはできない。

イ 次に、原告は、本件法人は本件仮差押えを受けており、交付要綱3条の「負債総額が資産総額を上回（る）等財務状態が極度に窮迫していると認められるとき」（3号）、「その他管理運営又は補助事業の執行について、著しく適正を欠くと認められるとき」（6号）に該当するから違法である旨主張する。

しかし、本件学校はあくまで仮差押えを受けたにすぎず、本件学校の債務の存在が確定したわけではないから、上記3号文は6号事由に該当すると直ちに認めることはできない。千葉県は本件法人に対する同様の補助金を経営の健全性が疑われる状況にあるとして平成23年度当初予算案に計上することを見送ったことが認められるが、これは事実関係を調査中であるとして、今後の補助金支出については別途判断するとしたものであつて（甲20），このことから平成21年度及び平成22年度の本件支出が交付要綱3条に違反するということはできない。

この点、原告は、被告が行った現地調査（私立学校振興助成法16条、12条1号参照）において本件仮差押えが把握されていないことなどを指摘して交付要綱が機能していないと主張しているが、私立学校振興助成法

12条に基づく検査は、学校運営、法人運営、学校会計の状況について帳簿、書類その他の物件を検査するものであり（甲18〔3頁〕），登記簿謄本等についてまで検査されるものではないから、現地調査において上記のように補助事業等に関わるものと認めるに足りない本件仮差押えが把握されなかつたとしても交付要綱が機能していないとはいえない。

したがって、要綱3条3号又は6号に違反するとする原告の主張は採用できない。

(2) 交付規則21条1項違反について

原告は、本件学校の校舎及び校地について本件仮差押えを受けたことが交付規則21条に違反しており、本件支出は違法である旨主張している。

そこで検討すると、交付規則21条は、補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産等の財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと定めている。しかし、本件仮差押えを受けたことは、使用、譲渡、交換、貸付け及び担保設定のいずれにも当たらないから、本件学校が本件仮差押えを受けたことが交付規則21条に違反するとはいえない。原告の主張は採用できない。

(3) 交付規則10条違反について

原告は、本件法人が本件仮差押えを受けたことについて本件学校から被告に報告がないとすれば交付規則10条に違反するから、本件支出は違法である旨主張する。

そこで検討するに、交付規則10条は、補助事業者等は、知事の定めるところにより補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならないとしている。しかし、前記のとおり、本件法人が本件仮差押えを受けたことが、補助事業に関わるものと認めるに足りる証拠はないから、交付規則10条により知事に報告すべき事項とはいえない。よって、原告の主張は採用で

きない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

平成24年3月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(行コ)第360号 損害賠償請求控訴事件

(原審・千葉地方裁判所平成23年(行ウ)第3号)

平成24年1月25日口頭弁論終結

判 決

千葉県船橋市高根台六丁目45番17号

控訴人 [REDACTED]

千葉市中央区市場町1番1号

被控訴人 [REDACTED]

千葉県知事 鈴木栄治

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同指定代理人 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、学校法人千葉朝鮮学園に対し、1124万円を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

原判決の事実及び理由中第2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁4行目の次に行を改めて次のように加える。

「原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由中第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁26行目末尾に次のように加える。

「そして、上記の観点からすると、憲法89条後段の公の支配に属しない教育の事業とは、公の権力が教育内容の全てについて支配が及んでいる事業以外の事業を意味するわけではない。換言すれば、公の権力が教育内容の全てについて支配が及んでいなくても、公の支配に属するといえる場合がある。」

(2) 原判決9頁10行目の次に行を改めて次のように加える。

「さらに、控訴人は、私立学校に対する公的助成は、私立学校の基礎となっている特定の信念、主義、思想等を助長することにより、思想、良心及び学問に対する国家等の公正、中立性が損なわれる場合には、許されないのであって、朝鮮学校で行われている教育内容は特定の信念、主義、思想等を助長する反日教育であり、その思想等は国家等の公正、中立性を損なうものであるから、補助金の支出は許されない旨主張する。しかし、私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって社会的に存在意義が認められるのであり、特定の信念、主義、思想教育も教育基本法、学校教育法の許容する限度において認められるところ、本件学校において、公教育の趣旨から逸脱した内容の反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠はない。したがって、本件学校への補助金の支出により思想、良心及び学問に対する国家等の公正、中立性が損なわれるということはできない。」

(3) 原判決10頁13行目の次に行を改めて次のように加える。

「控訴人は、朝鮮学校での日本人拉致事件、大韓航空機爆破事件等についての教育内容を引用し、教育内容が反日教育であれば教育課程に關係なく公益性がない

旨主張する。しかし、本件学校において、在日朝鮮人子女に対し、学校教育法に基づく初等、中等の普通教育をおさなりにし、眞実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日教育が行われているのであれば格別、そのような反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠がない以上、控訴人の上記主張は採用することができない。」

(4) 原判決12頁5行目の次に行を改めて次のように加える。

「なお、控訴人は、被控訴人が、平成22年12月15日の産経新聞の記事（甲13）から本件仮差押えの事実を把握することができたにもかかわらず、同月20日に補助金を支出した旨主張する。しかし、上記記事から直ちに本件法人の経営の健全性が疑われるともいえない。また、上記補助金の支出は概算払であり、被控訴人は、本件法人からの実績報告を受けた上で交付額を確定しているのである。そして、本件法人の実績報告書（乙18の1、2）の記載からは、財務状態が急迫している事情や補助事業等の執行が著しく適正を欠く事情をうかがうことはできない。」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

